

愛眼株式会社 コーポレートガバナンス基本方針

第1章 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

第1条 当社は、事業活動を通じて企業の総合価値を高め、継続的で安定した収益と成長を図ることが、企業経営の重要使命であると位置付けている。そして、株主、投資家、従業員をはじめ顧客、取引先などステークホルダーとの共存・共栄を基本理念に、信頼関係を高めていく。

また、企業価値を毀損し株主の利益に反することがないように、経営環境の変化に迅速かつ的確に業務執行するための、経営管理体制やシステムの見直し・改善に努め、経営責任の明確化を図る。そして、正確な情報の迅速な開示、法令や社会倫理に反することがない公正で透明性の高い経営を実現させるため、コーポレートガバナンスの充実に取り組む。特に法令遵守の管理体制（コンプライアンス）の徹底やリスク管理について、体制の整備を進めていく。

今後も急激に変化する環境下で、企業価値を高め株主価値を高めるために取締役及び取締役会の権限・責任を明確にし、監査役の権限を強化し、コーポレートガバナンスの徹底とコンプライアンス体制の確立を図っていく。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主総会)

第2条 当社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供する。

- 2 当社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保できるよう株主総会招集通知を出来るだけ早期に発送するとともに、発送前に当社ホームページおよび東京証券取引所ウェブサイト「東証上場会社情報サービス」にて開示する。
- 3 当社は、株主との対話の充実にやそのための正確な情報提供等を考慮し、株主総会関連の日程を適切に設定する。
- 4 当社の株主構成等を勘案したうえで、現時点においては議決権の電子行使の採用および英文による招集通知の作成を行っていないが、今後の株主構成等の推移に留意しつつ、引き続き検討する。
- 5 当社は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において議決権の行使等をあらかじめ希望する場合には、信託銀行等と協議し検討する。

(株主の権利・平等性の確保)

- 第3条 当社は、株主の平等性を確保するとともに、少数株主にも認められている権利の行使に十分に配慮する。
- 2 取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があった場合、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、必要な対応を検討する。
 - 3 当社は、現時点において社外役員（社外取締役および社外監査役をいう。以下同様。）が取締役会全体の三分の一を占めており、取締役の業務執行の監督機能を担保する体制を構築している。また、当社は自己株式の取得及び中間配当に関する決議を取締役会に委任している。

(資本政策)

- 第4条 当社は、株主価値の持続的な向上を目指し、拡大する事業機会を迅速・確実に捉えるとともにそのリスクに適切に対応するため、必要となる十分な株主資本の水準を保持する。
- 2 当社は、株主価値向上のため、自己株式取得等の資本政策を機動的に実施する。
 - 3 当社は、持続可能な事業の業績をベースにして、安定的に配当を実施することに加え、その他経営環境の変化に応じ、機動的に財務諸施策を実施することを基本方針とする。

(政策保有に関する方針)

- 第5条 当社は、政策保有株式については取引関係等の円滑化、営業取引関係の維持を基本的な目的として保有する。
- 2 株式の買い増しや処分の要否は、当社の成長に必要かどうか、他に有効な資金活用はないか等の観点で適宜検証を行い、必要に応じて取締役会に諮る。
 - 3 政策保有株式の議決権の行使については、投資先企業の中長期的な企業価値の向上の観点から判断を行う。

(買収防衛策)

- 第6条 当社では、持続的な成長を継続させ企業価値を向上させることを最重要課題としており、現段階では買収防衛策の導入の予定はない。
- 2 当社株式が公開買付けされた場合、会社の所有構造に変動を及ぼし、株主の利益に影響を与える恐れが生じることから、当社取締役会としての考え方を速やかに株主へ開示する。

(株主の利益を害する可能性のある資本政策)

第7条 支配権の大規模な希釈化をもたらす資本政策を行う際には、独立社外役員の意見に配慮しつつ、その検討過程や実施の目的等の情報を速やかに開示するとともに、株主総会の場を活用して十分な説明に努める。

(関連当事者間の取引)

第8条 当社がその役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社および株主共同の利益等を害することが無いよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得る。

- 2 当社は、関連当事者間の取引については、該当する役員を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外した上で、取締役会において決議する。

第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

(株主以外のステークホルダーとの適切な協働)

第9条 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識する。

- 2 当社の取締役会・取締役は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に努める。
- 3 当社は、1961年の設立以来、社是「一流の品格 一流の信用 一流の精神」を掲げ、経営方針である「良い技術で 良い商品を より安く より親切に 社業を通じてお客様の生活に快適な視力補正とオシャレと品格の向上に役立ちましょう」を基本とし、企業活動を継続する。
- 4 当社は、「愛眼行動基準」を定めており、これを遵守することにより、自らの企業使命を自覚し、ステークホルダーに対して積極的に協働し、企業の社会的責任を果たすよう努める。
- 5 「愛眼行動基準」は代表取締役社長をはじめとする経営陣が会議、ミーティングの機会を利用し、直接説明・確認を行い、全社員への浸透を図る。
- 6 当社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題については、現在エネルギー使用の合理化、ダミーレンズ等の再生利用に取り組んでいる。今後も進捗管理を行なうとともに新たな課題に対しても積極的・能動的に取り組む。
- 7 当社は、持続的な成長のためには様々な経験・技能・属性を反映した多種多様な視点・価値観が必要であることを認識し、社内における人材の多様性の確保を推進する。また、女性社員の積極的活用を推進するとともに、子育てと仕事

の両立など多様なライフスタイルに応じ、社員の誰もが継続的に活躍できる環境を提供するよう努める。

- 8 当社は、内部通報に係る内部通報規程を策定し、かつ経営企画室に内部通報窓口を設けている。内部通報があった場合、経営企画室から関連部門に調査・対応策の立案・実施の指示を行うとともに、通報者への対応報告・是正報告を行う。また、経営企画室長は運用状況の報告を取締役に適宜行う。
- 9 当社は、社内の内部通報に係る体制の一環として、経営陣から独立した窓口の設置は現在していないが、今後は社内から独立した内部通報窓口を設置するよう体制の整備を検討する。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(適切な情報開示と透明性の確保)

- 第10条 当社は、会社の財政状態・経営成績などの財務情報や、経営方針・経営計画・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づき開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも積極的に取り組む。
- 2 コーポレートガバナンスの基本方針を当社ホームページにて開示する。
 - 3 取締役および監査役の報酬等は、株主総会の決議による取締役および監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役の協議により決定している。
 - 4 取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上で基盤となることを踏まえ、そうした情報が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるよう努める。
 - 5 当社の株主構成等を勘案したうえで、現時点において英語での情報開示・提供を行っていないが、今後の検討課題とする。

(外部会計監査人)

- 第11条 当社では、監査役会、内部監査室、経理等の関連部門と連携し、監査日程および体制の確保に努め、外部会計監査人が適切な監査を行えるよう体制確保に努める。
- 2 外部会計監査人と事前協議を実施の上、監査スケジュールを策定し、十分な監査時間を確保する。
 - 3 外部会計監査人との定期的な意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行う。なお、現在の当社外部会計監査人である有限

- 責任あずき監査法人は、独立性・専門性に問題はないものとの認識である。
- 4 外部会計監査人と代表取締役をはじめ経営陣幹部との面談時間を設けている。
 - 5 会計監査や四半期レビューの報告等を通じ、外部会計監査人と監査役との連携を確保する。また、外部会計監査人と社外取締役との直接的な連携がとれる体制はとっていないが、総務部が社外取締役と連携し、随時必要な情報交換や業務執行状況について確認を行い、外部会計監査人が必要とする情報等のフィードバックを行う。
 - 6 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合は、代表取締役社長の指示により、担当取締役が中心となり、調査・是正を行い、その結果報告を行う体制とする。また、監査役会は、常勤監査役が中心となり、内部監査室や関連部門と連携をとり、調査を行うとともに、必要な是正を求める。
 - 7 監査役会は、外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況の把握・評価を行っており、また、外部会計監査人を適切に評価する基準を策定している。

第5章 取締役会等の責務

(取締役会および取締役の役割)

- 第12条 当社は、各ステークホルダーに対して必要な情報を適時正確に提供する。また、重要な情報の開示については取締役会で審議検討し、社外役員を含む客観的な意見も踏まえ行動する。
- 2 当社は、職務権限規程において、取締役会・経営会議・代表取締役社長・担当取締役・担当執行役員・担当部長等の権限を明確に定め、それに基づき、それぞれの決定機関・決定者が審議・決済をする。取締役会は持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、監督機能を発揮するとともに、法令や定款・取締役会規程で定められた重要な事項を、公正な判断に基づき、最善の意思決定を行う。それ以外の事項は代表取締役社長または業務執行取締役に委任する。
 - 3 当社は、経営環境の変化が激しい中で、中期的な業績予測を公表することは、必ずしも株主、投資家の適切な判断に資するものとは限らないと考えており、中期経営計画は開示しないこととする。当社は、迅速かつ柔軟に最適な経営判断を行うとともに、株主、投資家に当社の経営戦略や財政状況等を正しく理解いただくための情報開示のあり方として、中長期的な経営戦略を公表するとともに、事業単年度毎の業績等の見通しを公表することとする。また、当該期の目標額と一定の乖離が生じた際は、必要な開示を行うこととする。
 - 4 当社は、リスク管理規程、コンプライアンス管理規程を定めリスク管理委員会、

コンプライアンス管理委員会を設置している。それぞれの委員会の報告に基づき、取締役会はリスク管理体制の適切な構築や、その運用が有効に行われているか否かの監督をする。

- 5 取締役は、その職務を適切に執行するために、必要かつ十分な情報収集を図り、取締役会において互いに積極的に意見を表明し、建設的かつ活発な議論を尽くし、議決権を行使するよう努める。
- 6 取締役会資料は、出席者に対し、可能な限り早めに事前配布する。
- 7 取締役会上申資料以外にも必要に応じて要点を整理・分析された参考資料を配布する。
- 8 定例取締役会は、月1回の頻度で開催し、事業年度の開始前に年間開催スケジュールを取締役および監査役に通知し、取締役会に出席しやすい状況を確保する。
- 9 取締役会事務局は、審議項目数に合わせて開催時間を設定し、審議時間を十分確保する。
- 10 取締役は、取締役会への出席やその準備に十分な時間を確保するため、他の上場会社の役員兼任については十分配慮し、兼任状況については毎年開示する。
- 11 当社では、社外役員3名を選任し、取締役会等において独立かつ客観的な立場から意見を行うことで、実効性の高い経営の監督体制を確保している。
- 12 取締役会は、毎年、各取締役の自己評価をベースとして、取締役会全体の実効性について分析・評価を行う。
- 13 経営陣幹部の選解任については会社の業績等の評価を踏まえ、代表取締役の提案に基づき、取締役会において十分な審議のもと行う。
- 14 当社は、後継者の育成計画を重大な課題と考えており、今後取締役会を通じて適切に計画を立案し、実行する。

(独立社外取締役の役割・責務・有効な活用)

- 第13条 当社の独立社外取締役は、独立性の高い社外取締役であるとの自覚のもと、社内取締役とは異なる知見や思想に基づき、経営の方針や経営改善、取締役会の重要な意思決定等に対する意見を述べるとともに、取締役や主要株主等との利益相反取引の監視監督を行う。
- 2 当社の独立社外取締役は、経営幹部の選解任やその他の取締役会の重要な議案において積極的に意見を表明しており、経営の監督を十分に行っている。
 - 3 当社の独立社外取締役は、経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させるようにする。
 - 4 当社は、社外取締役1名、社外監査役2名が在籍しており、当該社外役員全員

を独立役員として登録している。社外取締役は1名ではあるが、社外取締役独自の客観的な視点から各取締役や監査役、経営陣等と適切に意見交換を行っており、現段階において当社の独立社外取締役としての責務を十分に果たしている。また、監査役により法令上与えられた権限執行が適宜なされていることから、社外役員3名で十分に経営の監視および監督は機能している。ただし、今後当社を取り巻く環境が変化することで、社外取締役を増員する必要性が発生する可能性もあり、必要に応じて候補者の選任を検討する。

- 5 独立社外取締役は、現時点で1名に留まるが、必要に応じて社外監査役を含む監査役と連絡を取り、客観的な立場に基づく意見交換を行っている。
- 6 独立社外取締役は、現時点で1名に留まるが、現段階において、各取締役、経営陣との連絡・調整、監査役との連携体制は構築されている。今後複数名選任された際には経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を構築する必要があると考えている。

(取締役会の構成、取締役の任期)

- 第14条 取締役会は、活発な議論・検討と迅速な意思決定を可能とするため、15名以内の適切な人数とし、性別・国籍・年齢に関わらず、社外取締役を含む多様な知識・経験・能力を備えた人員で構成する。
- 2 取締役の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

(取締役候補者の指名方針)

- 第15条 取締役会は、原則として代表取締役社長の提案を受け、審議の上、株主の負託に応え取締役としての職務を適切に遂行できる人物を取締役候補者として指名する。
- 2 当社の取締役は、会社の業態をよく理解し、会社経営に必要な知識を有し、取締役会の構成員として会社の重要な業務執行を決定するのに十分な判断力を有している者とする。
 - 3 当社の社外取締役は、前項に定める要件に加え、第19条1項に定める独立性基準を満たす者とする。

(監査役会および監査役の役割)

- 第16条 監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、企業の健全で公正な経営に寄与し、社会的信用に応えることを目的として、取締役の職務執行を監査する。
- 2 常勤監査役は、経営会議などの重要な会議への出席および重要な決済書類の閲覧ならびに取締役、内部監査室およびその使用人から情報収集を行い、その情報を監査役会にて報告し、社外監査役と審議の上、経営に対する適切な監査を

実施する。

- 3 社外監査役は、監査体制の独立性および中立性を一層高めるために法令上その選任が義務付けられていること、選任された理由等を踏まえ、中立の立場から客観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識し、忌憚のない意見を述べる。

(監査役会の構成、監査役の任期)

第17条 監査役の人数は4名以内とする。このうち半数以上を社外監査役とする。

- 2 監査役の任期は4年とし、再任を妨げないものとする。

(監査役候補者の指名方針)

第18条 取締役会は、原則として代表取締役社長の提案を受け、審議の上、株主の負託に応え監査実務を適切に遂行できる人物を監査役候補者として指名する。なお、代表取締役社長は監査役会の事前の同意を得たうえで取締役会に提案する。

- 2 当社の監査役は、監査役としての職務能力、過去の実績・経験等を勘案し、会社の持続的な成長を確保し、良質な企業統治体制の確立に寄与することができる者とする。
- 3 当社の社外監査役は、前項に定める要件に加え、第19条1項に定める独立性基準を満たす者とする。

(社外取締役および社外監査役の独立性基準)

第19条 社外取締役および社外監査役は、会社法や東京証券取引所の定める独立性の判断基準を勘案した上で取締役候補者または監査役候補者の指名方針に該当する者を選任する。

- 2 社外取締役候補者および社外監査役候補者の選任理由については有価証券報告書にて開示する。

(役員報酬等の額の決定に関する基本方針)

第20条 当社は役員報酬等の額の決定に関する方針を次のとおり定めている。

- ① 業績向上意欲を保持し、また、社内外から優秀な人材の確保が可能な水準であること。
- ② 経営環境の変化や外部の客観データを考慮し、世間水準および経営内容、従業員給与とのバランスを勘案した水準であること。
- ③ 役員報酬の総額は、株主総会で決議された年間報酬限度額の範囲内で支給すること。

報酬限度額

取締役：年額300百万円以内（昭和63年6月29日開催第28期定時株主総会で決議）

監査役：年額40百万円以内（平成6年6月29日開催第34期定時株主総会で決議）

（任意の仕組みの活用）

第21条 当社において、取締役・監査役候補者の指名については、社外取締役を含む取締役会が定めた指名方針に基づき、方針に合致した人物を取締役会で審議のうえ決定していること、また、報酬の決定については、株主総会で決議された報酬総額の枠内において、社外取締役を含む取締役会で定めた報酬の決定方針および報酬基準に則して報酬が適切に決定されていることから、任意の諮問委員会等は必要なく、現行の仕組みで適切に機能していると考えている。

（情報入手と支援体制）

第22条 社外取締役については、総務部のスタッフが必要に応じて経営に関する重要な資料等の説明を行う体制をとる。また、業務執行の意思決定に必要な情報を社外取締役が適宜入手できるよう、取締役会に担当責任者が適宜出席し案件の説明と質問への回答の機会を確保する。

- 2 監査役は、取締役や内部監査室と連携し、監査を行うにあたって必要となる情報収集を行うとともに、収集した情報に不足がある場合は、常勤監査役が中心となり、取締役や関連する部門へ必要とする情報や資料の提供を求め、取締役および監査役から要請を受けた部門は、適宜情報や資料を提供する。
- 3 取締役および監査役は、業務上必要と認められる場合、弁護士やコンサルタント等外部の専門家の活用を検討すべきと考えている。なお、費用負担については会社に請求できる体制とする。
- 4 内部監査室は、監査結果および社員へのヒアリングにより把握された業務執行や執行状況に関する問題点等については代表取締役に報告の上、取締役および監査役へ直接報告を行う。その後、担当取締役より各部門への改善指示の交付を行い、適切に改善が行われる体制とする。また、各事業の問題点を含む事項について、随時、総務部・常勤監査役を通じて、各部門が社外取締役・社外監査役からの意見および依頼事項を受け入れる体制とする。

（役員に対するトレーニングの方針）

第23条 当社は、経営を監督する上で必要となる情報や知識を提供するなど、取締役・監査役自らの役割を果たすために必要な機会を提供する。その際の費用負担については会社に請求できることとする。

- 2 当社は、取締役および監査役が各自所属する団体のセミナーや勉強会において、各人の判断で必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽をする。その際の費用に

については会社に請求できることとする。

(株主との建設的な対話に関する方針)

第24条 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、会社が相当と認める範囲および方法で株主との間で建設的な対話を行う。

- 2 株主との実際の対話（面談）に関しては、経営企画室を窓口とする。また、株主・投資家からの要望によっては、可能な範囲で、担当取締役が面談に対応できるよう善処する。
- 3 株主との建設的な対話を促進するための体制整備および取組み等に関する方針は、次のとおりとする。
 - (1) 株主との対話全般につき、経営企画室長が統括し、株主との対話にあたっては、経営企画室が中心となって、経理部、総務部とともに適切に情報交換を行い、連携する。
 - (2) 対話において把握された株主の意見等については、定期的に取り締役等に報告する。
 - (3) 株主との対話にあたっては、社内規程の定めるところに従い、インサイダー情報を適切に管理する。
 - (4) 株主との建設的な対話を促進するため、自らの株主構造の把握に努める。
 - (5) 現在、決算説明会・投資家説明会等の開催を中断しているが、株主との対話を充実させるため再開を検討する。
- 4 経営計画を策定し、公表するにあたっては、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力や資本効率等に関する目標を提示するなど、その内容を具体的に説明する。

以 上